

八幡浜地区施設事務組合の特別職員の報酬及び費用弁償支給条例

〔 昭和 5 8 年 3 月 3 0 日 〕
〔 条 例 第 1 0 号 〕

改正 平成 2 年 3 月 2 7 日 条例 第 2 号 平成 2 年 1 2 月 1 7 日 条例 第 5 号
平成 1 7 年 3 月 1 8 日 条例 第 2 号 平成 1 7 年 3 月 2 8 日 条例 第 5 号
平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日 条例 第 8 号 平成 2 1 年 4 月 2 3 日 条例 第 2 号

(目的及び適用範囲)

第 1 条 この条例は、次に掲げる特別職の職員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 組合長
- (2) 副組合長
- (3) 監査委員

(報酬の額等)

第 2 条 前条第 1 号から第 3 号までの職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する報酬は、毎年度の 3 月中において組合長の定める日に支給する。

(費用弁償)

第 3 条 第 1 条各号の職員が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

(準用規定)

第 4 条 第 2 条第 2 項の規定により支給する報酬の額及び支給方法については、八幡浜市報酬及び費用弁償等支給条例（平成 1 7 年八幡浜市条例第 4 0 号）を準用し、前条の規定により支給する旅費の額及び支給方法については、八幡浜市職員の旅費に関する条例（平成 1 7 年八幡浜市条例第 5 0 号）を準用する。この場合において、それぞれ「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、一般職の職員の例により、1 等級相当額を支給する。

附 則

- 1 この条例は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 八西施設事務組合議会の議員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和 5 4 年条例第 3 号）及び組合長等の報酬及び旅費支給条例（昭和 5 4 年条例第 4 号）は、廃止する。

附 則（平成 2 年条例第 2 号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年条例第 2 号）

この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 0 年条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 1 年条例第 2 号）

この条例は、平成 2 1 年 4 月 2 4 日から施行する。

別表

報 酬 額 表

区 分	報 酬 額
組 合 長	年額 1 5 , 0 0 0 円
副組合長	年額 1 3 , 0 0 0 円
監査委員	年額 1 1 , 0 0 0 円